

令和元年度 事務事業評価一覧表

産業観光部

No.	補助金及び交付金の名称	課等名称	中事業名称	評価結果			ページ数
				第1次	第2次	第3次	
1	笛吹市観光物産連盟活動費補助金(観光イベント事業)	観光商工課	観光イベント事業費	継続/維持	継続/改善	継続/改善	1 ~ 3
2	笛吹市観光物産連盟活動費補助金(観光宣伝事業)		観光宣伝事業費	継続/維持	継続/改善	継続/改善	4 ~ 6
3	笛吹市観光物産連盟活動費補助金(運営)		観光総務費	継続/維持	継続/改善	継続/改善	7 ~ 9
4	地区観光協会活動費補助金			継続/維持	継続/改善	継続/改善	10 ~ 16
5	温泉旅館組合等活動費補助金			継続/改善	継続/改善	継続/改善	17 ~ 20
6	石和芸妓コンパニオン団体協議会事業費補助金			継続/改善	継続/改善	継続/改善	21 ~ 23
7	企業立地促進事業助成金		企業立地促進助成金事業	継続/維持	継続/維持	継続/維持	24 ~ 26
8	笛吹市商工会活動費補助金		商工関係団体補助費	継続/改善	継続/改善	継続/改善	27 ~ 29
9	笛吹市ワイン会事業推進費補助金			継続/改善	継続/改善	継続/改善	30 ~ 32
10	中小企業者経営改善資金利子補給			継続/維持	継続/維持	継続/維持	33 ~ 35
11	小規模企業者小口資金融資利子補給		小規模企業者小口資金融資促進費	継続/維持	継続/維持	継続/維持	36 ~ 38
12	農業共済加入促進事業補助金	農林振興課	果樹共済加入補助費	継続/維持	継続/改善	継続/改善	39 ~ 41
13	地域環境資源等活用推進費補助金		地域環境資源活用推進事業費	継続/維持	継続/改善	継続/改善	42 ~ 44
14	各種団体補助金		各種団体補助事業費	継続/改善	継続/改善	継続/改善	45 ~ 48
15	新規就農者支援事業補助金		新規就農者支援事業	継続/改善	継続/改善	継続/改善	49 ~ 51
16	新規就農農業後継者支援金			継続/改善	継続/改善	継続/改善	52 ~ 54
17	農地流動化奨励補助金		農地利用促進事業	継続/改善	継続/改善	継続/改善	55 ~ 57
18	森林組合経営基盤強化事業補助金		林業総務費	継続/改善	廃止	廃止	58 ~ 61
19	土地改良区及び水利組合団体運営費補助金	農林土木課	土地改良事業費	継続/維持	継続/改善	継続/改善	62 ~ 66

農業委員会事務局

1	農業委員会研修事業補助金	農業委員会事務局	農業委員会運営費	継続/改善	廃止	廃止	67 ~ 69
---	--------------	----------	----------	-------	----	----	---------

評価結果	第1次評価	第2次評価	第3次評価
継続/拡充	0	0	0
継続/維持	10	3	3
継続/改善	10	15	15
継続/縮小	0	0	0
統合	0	0	0
休止	0	0	0
廃止	0	2	2
計	20	20	20

評価調書

所属名	産業観光部観光商工課観光担当
事務事業名	観光イベント事業費

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	観光物産連盟活動費補助金(観光イベント事業)	(2)開始年度	平成21年度から
(3)補助金等の交付の目的	各種イベントを開催することで、四季を通じて本市が観光の目的地となるための観光地域づくりを推進する。		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市観光物産連盟活動費補助金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	笛吹市観光物産連盟事業費・運営費補助金交付要綱に定める額とする。		
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 旅費・飲食費
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1) 交付団体等の名称		一般社団法人 笛吹市観光物産連盟		※対象が複数ある場合は別紙			
(2) 交付団体等の分類		特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動		(1)桃源郷春まつり (2)桃源郷花火大会 (3)信玄公祭り甲州軍団出陣(4)石和温泉花火大会 (5)甲斐いちのみや大文字焼き (6)川中島合戦戦国絵巻 (7)戦国マンスリー企画 (8)自転車イベント (9)二人三脚マラソン (10)フォトロゲイニング (11)トレイルランニング 等					
(4) 補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙		申請額	69,651 千円	交付決定額	69,651 千円	交付額	69,651 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)							
※対象が複数ある場合は別紙 (千円)							
市の補助金・交付金		69,651		繰越金			
その他の補助金・助成金				その他		65	
事業収入		36,845		合計		106,561	
自己資金(会費等)				市の補助金・交付金の割合		65.36%	

補助金等の名称	観光物産連盟活動費補助金(観光イベント事業)	所属名	産業観光部観光商工課観光担当
---------	------------------------	-----	----------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	本年度申請書に添付される事業計画書の内容を確認し、要綱に沿った経費が適切であるかを担当者が確認する。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	実績報告書に添付される事業報告書の内容を確認し、要綱に沿った経費が適切であるかを担当者が確認する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	笛吹市観光物産連盟は各地区観光協会、旅館組合、商工会、JAが理事となっているため、多業種に渡る観光振興を推進するための活動補助であるため
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	公益性がある団体であるため、営利を迫及しておらず、会費のみでは、これまで実施してきている観光イベント及び宣伝活動を継続していくことができないため

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	笛吹市全域での観光イベント及び観光宣伝については観光協会だけでなく、多団体が連携して実施するための組織として機能している。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	これまで行政主導で参加してきた国内外の観光キャンペーン等にも現在は笛吹市観光物産連盟を中心とした民間団体が中心となって参加し、笛吹市の観光PRを積極的に行っているため

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	

補助金等の名称	観光物産連盟活動費補助金(観光イベント事業)	所属名	産業観光部観光商工課観光担当
---------	------------------------	-----	----------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	本来、一般社団法人であるため、民間人や一般企業等との連携などにより、会費や収益事業、補助金等により運営されていくものであるが、現状では、市からの補助金が占める割合は高く、将来の民間移行へ向けた取組みを今後考えていかななくてはならない。イベント開催に係る補助事業については、新年度予算作成時に事業内容の検討を観光商工課と一緒に検討しており、事業内容に見合った予算額となっている。(H30年度当初予算編成時に前年対比9%の削減を行った。)
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。 事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。 目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。 また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。 補助金により行っている事業の中には、本来、市が実施すべき事業で委託が望ましいものと、観光物産連盟として自主的に行っている事業を補助しているものの二種類の事業が存在していると思われる。このような観点から、事業を整理し、補助金を見直す必要があると考える。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	産業観光部観光商工課観光担当
事務事業名	観光宣伝事業費

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	観光物産連盟活動費補助金(観光宣伝事業)		(2)開始年度	平成21年度から
(3)補助金等の交付の目的	国内外に向けて笛吹市全体の観光宣伝を行うことで本市への誘客促進を図るため			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市観光物産連盟活動費補助金交付要綱			※交付要綱(様式等含む)を添付してください。
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	笛吹市観光物産連盟事業費・運営費補助金交付要綱に定める額とする。			
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 旅費・飲食費	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	一般社団法人 笛吹市観光物産連盟				※対象が複数ある場合は別紙	
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	(1)海外トップセールス (2)各種商談会への参加 (3)旅行会社と協働した誘客活動 (4)マスコミを活用した観光宣伝 等					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	23,300 千円	交付決定額	23,300 千円	交付額	23,300 千円
※対象が複数ある場合は別紙						
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	※対象が複数ある場合は別紙					
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) (千円)						
市の補助金・交付金	23,300		繰越金			
その他の補助金・助成金			その他			
事業収入			合計		23,300	
自己資金(会費等)			市の補助金・交付金の割合		100.00%	

補助金等の名称	観光物産連盟活動費補助金(観光宣伝事業)	所属名	産業観光部観光商工課観光担当
---------	----------------------	-----	----------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	本年度申請書に添付される事業計画書の内容を確認し、要綱に沿った経費が適切であるかを担当者が確認する。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	実績報告書に添付される事業報告書の内容を確認し、要綱に沿った経費が適切であるかを担当者が確認する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	笛吹市観光物産連盟は各地区観光協会、旅館組合、商工会、JAが理事となっているため、多業種に渡る観光振興を推進するための活動補助であるため
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	公益性がある団体であるため、営利を追及しておらず、会費のみでは、これまで実施してきている観光イベント及び宣伝活動を継続していくことができないため

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	笛吹市全域での観光イベント及び観光宣伝については観光協会だけでなく、多団体が連携して実施するための組織として機能している。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	これまで行政主導で参加してきた国内外の観光キャンペーン等にも現在は笛吹市観光物産連盟を中心とした民間団体が中心となって参加し、笛吹市の観光PRを積極的に行っているため

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	

補助金等の名称	観光物産連盟活動費補助金(観光宣伝事業)	所属名	産業観光部観光商工課観光担当
---------	----------------------	-----	----------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	本来、一般社団法人であるため、民間人や一般企業等との連携などにより、会費や収益事業、補助金等により運営されていくものであるが、現状では、市からの補助金が占める割合は高く、将来の民間移行へ向けた取組みを今後考えていかななくてはならない。 観光宣伝に係る補助事業については、新年度予算作成時に事業内容の検討を観光商工課と一緒に検討しており、事業内容に見合った予算額となっている。(H30年度当初予算編成時に前年対比11%の削減を行った。)
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。 事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。 目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。 また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。 補助金により行っている事業の中には、本来、市が実施すべき事業で委託が望ましいものと、観光物産連盟として自主的に行っている事業を補助しているものの二種類の事業が存在していると思われる。このような観点から、事業を整理し、補助金を見直す必要があると考える。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
統合					
休止					
廃止					

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	産業観光部観光商工課観光担当
事務事業名	観光総務費

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	観光物産連盟活動費補助金(運営)	(2)開始年度	平成21年度から
(3)補助金等の交付の目的	笛吹市観光物産連盟の人件費、活動費はじめ2次交通事業補助を行うことで笛吹市全体の観光振興を図るため		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市観光物産連盟活動費補助金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	笛吹市観光物産連盟事業費・運営費補助金交付要綱に定める額とする。		
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 旅費・飲食費
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	一般社団法人 笛吹市観光物産連盟 ※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されていない。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	1. 活動費 (1)ホームページ管理 (2)笛吹川河川管理 (3)各種負担金 等 2. 2次交通 (1)花バス運行 (2)すずらん祭りタクシー補助 等					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	24,429 千円	交付決定額	24,429 千円	交付額	24,429 千円
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) ※対象が複数ある場合は別紙 (千円)						
市の補助金・交付金	24,429		繰越金			
その他の補助金・助成金			その他	8		
事業収入			合計	24,940		
自己資金(会費等)	503		市の補助金・交付金の割合	97.95%		

補助金等の名称	観光物産連盟活動費補助金(運営)	所属名	産業観光部観光商工課観光担当
---------	------------------	-----	----------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	本年度申請書に添付される事業計画書の内容を確認し、要綱に沿った経費が適切であるかを担当者が確認する。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	実績報告書に添付される事業報告書の内容を確認し、要綱に沿った経費が適切であるかを担当者が確認する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	笛吹市観光物産連盟は各地区観光協会、旅館組合、商工会、JAが理事となっているため、多業種に渡る観光振興を推進するための活動補助であるため
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	公益性がある団体であるため、営利を迫及しておらず、会費のみでは、これまで実施してきている観光イベント及び宣伝活動を継続していくことができないため

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	笛吹市全域での観光イベント及び観光宣伝については観光協会だけでなく、多団体が連携して実施するための組織として機能している。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	これまで行政主導で参加してきた国内外の観光キャンペーン等にも現在は笛吹市観光物産連盟を中心とした民間団体が中心となって参加し、笛吹市の観光PRを積極的に行っているため

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	

補助金等の名称	観光物産連盟活動費補助金(運営)	所属名	産業観光部観光商工課観光担当
---------	------------------	-----	----------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	本来、一般社団法人であるため、民間人や一般企業等との連携などにより、会費や収益事業、補助金等により運営されていくものであるが、現状では、市からの補助金が占める割合は高く、将来の民間移行へ向けた取組みを今後考えていかななくてはならない。人的な補助、支援に関しては、民間主体の体制づくりが現在のところ難しいため、引き続き行っていく必要がある。 補助額については、新年度予算作成時に人件費、事業内容の検討を観光商工課と一緒に検討している。(H30年度当初予算編成時に前年対比16%の削減を行った。)
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。 事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。 目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業(補助対象事業)、それに要する経費(補助対象経費)を具体的に定める必要がある。 また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。 現在、観光物産連盟については、行政が主体となり運営している。一般社団法人として、行政から独立した組織とすることが望ましいと考えられることから、組織の在り方について、検討する必要がある。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	産業観光部観光商工課観光担当
事務事業名	観光総務費

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	笛吹市地区観光協会活動費補助金	(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	各地区の観光協会が主催する観光イベント及び観光宣伝の運営・事業補助のため		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市地区観光協会活動費補助金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	笛吹市地区観光協会活動費補助金交付要綱に定める額とする。		
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 旅費・飲食費
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	別紙のとおり(7団体)				※対象が複数ある場合は別紙			
(2) 交付団体等の分類								
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動								
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円		
※対象が複数ある場合は別紙								
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)								
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)								
※対象が複数ある場合は別紙								
(千円)								
市の補助金・交付金				繰越金				
その他の補助金・助成金				その他				
事業収入				合計		0		
自己資金(会費等)				市の補助金・交付金の割合		-		

補助金等の名称	笛吹市地区観光協会活動費補助金	所属名	産業観光部観光商工課観光担当
---------	-----------------	-----	----------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	本年度申請書に添付される事業計画書の内容を確認し、要綱に沿った経費が適切であるかを担当者が確認する。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	実績報告書に添付される事業報告書の内容を確認し、要綱に沿った経費が適切であるかを担当者が確認する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	個別の民間事業者の活動補助ではなく、各地区の観光協会の活動への補助であるため
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	各地区の観光協会には規模の大小はあるが、会費のみでは、これまで実施してきている観光イベント及び宣伝活動を継続していくことができないため

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	笛吹市全域での観光イベント及び観光宣伝については笛吹市観光物産連盟が統括して実施し、より地域に密着したイベント等においては各地区の観光協会が主催で実施できているため
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	これまで行政主導で参加してきた観光キャンペーン等にも現在は民間団体である旅館組合や観光協会が中心となって参加し、笛吹市の観光PRを積極的に行っているため

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	

所属名	産業観光部観光商工課観光担当
事務事業名	観光総務費
補助金等の名称	笛吹市地区観光協会活動費補助金

No. 1						
(1) 交付団体等の名称	石和温泉観光協会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	1 観光イベント事業 (1) 武田二十四将の宿 (2) 石和温泉花みこし (3) 石和ワインフェスタ (4) ヌーボーde乾杯！カウントダウン (5) 近津川イルミネーション 等 2 観光宣伝事業 (1) JR(八王子・静岡・大宮等)キャンペーン (2) 冬早春の旅観光展 (3) サンシャインシティキャンペーン (4) 談合坂SAキャンペーン 等					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	4,600 千円	交付決定額	4,600 千円	交付額	4,600 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	4,600	繰越金			
	その他の補助金・助成金	275	その他	931		
	事業収入	6,104	合計	14,891		
	自己資金(会費等)	2,981	市の補助金・交付金の割合	30.89%		

No. 2						
(1) 交付団体等の名称	御坂町観光協会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	1 観光イベント事業 (1) 桃源郷春まつり (2) みさか納涼まつり (3) 御坂ぶどうまつり 2 観光宣伝事業 (1) サンシャインシティキャンペーン 等					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	2,640 千円	交付決定額	2,640 千円	交付額	2,640 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
市の補助金・交付金		2,640	繰越金		380	
その他の補助金・助成金		74	その他		1	
事業収入			合計		3,095	
自己資金(会費等)			市の補助金・交付金の割合		85.30%	

所属名	産業観光部観光商工課観光担当
事務事業名	観光総務費
補助金等の名称	笛吹市地区観光協会活動費補助金

No. 3						
(1) 交付団体等の名称	一宮町観光協会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	1 観光イベント事業 (1) 桃源郷春まつり (2) 地域美化活動 等 2 観光宣伝事業 (1) サンシャインシティキャンペーン (2) 桃の花配りキャンペーン 等					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	1,000 千円	交付決定額	1,000 千円	交付額	1,000 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	1,000	繰越金			
	その他の補助金・助成金	50	その他			
	事業収入	17	合計	1,277		
	自己資金(会費等)	210	市の補助金・交付金の割合	78.31%		

No. 4						
(1) 交付団体等の名称	八代町観光協会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	1 観光イベント事業 (1) 桃源郷春まつり (2) 若彦路ふるさと納涼まつり (3) 稲山ほたる銀河の会ホテルまつり 等 2 観光宣伝事業 (1) サンシャインシティキャンペーン 等					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	490 千円	交付決定額	490 千円	交付額	490 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
市の補助金・交付金		490	繰越金		63	
その他の補助金・助成金		21	その他			
事業収入		269	合計		966	
自己資金(会費等)		123	市の補助金・交付金の割合		50.72%	

所属名	産業観光部観光商工課観光担当
事務事業名	観光総務費
補助金等の名称	笛吹市地区観光協会活動費補助金

No. 5						
(1)交付団体等の名称	境川町観光協会					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	1 観光イベント事業 (1)ミズバショウ春まつり (2)坊ヶ峯ふるさと祭り 等 2 観光宣伝事業 (1)サンシャインシティキャンペーン 等					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	690 千円	交付決定額	690 千円	交付額	690 千円
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
市の補助金・交付金		690	繰越金		413	
その他の補助金・助成金		21	その他			
事業収入			合計		1,197	
自己資金(会費等)		73	市の補助金・交付金の割合		57.64%	

No. 6						
(1)交付団体等の名称	芦川町観光協会					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	1 観光イベント事業 (1)すずらんの里まつり (2)桃源郷春まつり 等 2 観光宣伝事業 (1)サンシャインシティキャンペーン 等					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	2,610 千円	交付決定額	2,610 千円	交付額	2,610 千円
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
市の補助金・交付金		2,610	繰越金		186	
その他の補助金・助成金		20	その他			
事業収入			合計		2,844	
自己資金(会費等)		28	市の補助金・交付金の割合		91.77%	

所属名	産業観光部観光商工課観光担当
事務事業名	観光総務費
補助金等の名称	笛吹市地区観光協会活動費補助金

No. 7						
(1) 交付団体等の名称	春日居町観光協会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	1 観光イベント事業 (1) 桃源郷かすがいまつり (2) 桃源郷春まつり 等 2 観光宣伝事業 (1) サンシャインシティキャンペーン (2) 鎌ヶ谷スタジアムPR 等					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	1,311 千円	交付決定額	1,311 千円	交付額	1,311 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	1,311	繰越金	236		
	その他の補助金・助成金	42	その他			
	事業収入	78	合計	1,814		
	自己資金(会費等)	147	市の補助金・交付金の割合	72.27%		

補助金等の名称	笛吹市地区観光協会活動費補助金	所属名	産業観光部観光商工課観光担当
---------	-----------------	-----	----------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		● 維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

各地域での観光協会組織への活動補助であり、それぞれの地域協会の特色を活かした活動内容となっている。
活動については、規模に応じた内容となっている。H30年度当初予算編成時に、事業内容の見直し等を行い各団体活動補助の減額をしている。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。
事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。
目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。
また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

上記のとおり

評価調書

所属名	産業観光部観光商工課観光担当
事務事業名	観光総務費

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	笛吹市温泉旅館組合等活動費補助金	(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	石和温泉及び春日居温泉旅館組合が主催する観光イベント及び観光宣伝の運営・事業補助のため		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市温泉旅館組合等活動費補助金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	笛吹市温泉旅館組合等活動費補助金交付要綱に定める額とする。		
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 旅費・飲食費
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	別紙のとおり(2団体)				※対象が複数ある場合は別紙			
(2) 交付団体等の分類								
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動								
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円		
※対象が複数ある場合は別紙								
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)								
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)								
※対象が複数ある場合は別紙								
(千円)								
市の補助金・交付金				繰越金				
その他の補助金・助成金				その他				
事業収入				合計		0		
自己資金(会費等)				市の補助金・交付金の割合		-		

補助金等の名称	笛吹市温泉旅館組合等活動費補助金	所属名	産業観光部観光商工課観光担当
---------	------------------	-----	----------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	本年度申請書に添付される事業計画書の内容を確認し、要綱に沿った経費が適切であるかを担当者が確認する。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	実績報告書に添付される事業報告書の内容を確認し、要綱に沿った経費が適切であるかを担当者が確認する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	個別旅館の活動補助ではなく、石和及び春日居温泉郷旅館組合の活動への補助であるため
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	会費のみでは、これまで実施してきた観光イベント及び宣伝活動を継続していくことができないため

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	石和温泉郷・春日居温泉郷に特化したイベント及び観光PR等がそれぞれの旅館組合主催で実施できているため
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	これまで行政主導で参加してきた観光キャンペーン等にも現在は民間団体である旅館組合や観光協会が中心となって参加し、笛吹市の観光PRを積極的に行っているため

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	

所属名	産業観光部観光商工課観光担当
事務事業名	観光総務費
補助金等の名称	笛吹市温泉旅館組合等活動費補助金

No. 1						
(1) 交付団体等の名称	石和温泉旅館協同組合					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	1. 観光イベント (1) 夜景と蛍の鑑賞会ナイトツアー (2) クラシックカーフェスティバル (3) 石和温泉鶺鴒花火 (4) いさわ温泉の日 (5) 石和温泉冬花火 (6) その他 スポーツイベント 等 2. 観光宣伝 (1) JR等観光キャンペーン (2) テレビ番組表 等					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	4,500 千円	交付決定額	4,500 千円	交付額	4,500 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	4,500	繰越金			
	その他の補助金・助成金		その他	1,722		
	事業収入	20,800	合計	47,172		
	自己資金(会費等)	20,150	市の補助金・交付金の割合	9.54%		

No. 2						
(1) 交付団体等の名称	春日居温泉旅館組合					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	1. 観光宣伝 ・桃源郷かすがいまつり無料券配布によるPR 2 その他 ・接客対応セミナー					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	150 千円	交付決定額	150 千円	交付額	150 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	150	繰越金	78		
	その他の補助金・助成金		その他	23		
	事業収入		合計	396		
	自己資金(会費等)	145	市の補助金・交付金の割合	37.88%		

補助金等の名称	笛吹市温泉旅館組合等活動費補助金	所属名	産業観光部観光商工課観光担当
---------	------------------	-----	----------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	石和温泉旅館協同組合、春日居温泉旅館組合への事業運営補助。 石和温泉旅館協同組合については、補助割合が9.54%であり、会費＋事業収入が占める割合は大きい。H30年度当初予算作成時に事業内容等見直す中で、10%の減額を行った。今後、事業収入のUPが図られイベント等が自立した中で実施できるよう検討していく。 また、春日居温泉旅館組合については補助割合37.88%と比較的高いが、構成する会員数が少なく、事業自体も少ない予算の中でできる範囲で行われている。笛吹市内の旅館組合として、石和温泉旅館協同組合との合同での事業実施など効率的な事業展開を検討する必要がある。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
統合					
休止					
廃止					

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。

事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。

目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。

また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。

8 第3次評価

第5次計画				評価の根拠	上記のとおり
総合評価					
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	産業観光部観光商工課観光担当
事務事業名	観光総務費

1 補助金等の概要 ※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1) 補助金等の名称	笛吹市石和芸妓・コンパニオン団体協議会事業費補助金	(2) 開始年度	合併以前
(3) 補助金等の交付の目的	石和芸妓・コンパニオン団体協議会が実施する観光宣伝等の事業補助のため		
(4) 交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5) 交付要綱等の名称	笛吹市石和芸妓・コンパニオン団体協議会事業費補助金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6) 補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7) 補助金等の額の算定基準	笛吹市石和芸妓・コンパニオン団体協議会事業費補助金交付要綱に定める額とする。		
(8) 対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれていない
(9) 補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	石和芸妓・コンパニオン団体協議会 ※対象が複数ある場合は別紙					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されていない。)					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	1. 観光宣伝事業 (1) サンシャインシティキャンペーン (2) JR各駅での誘客キャンペーン 2. その他 (1) 観光協会主催事業への協力 (ヌーボーde乾杯! カウントダウン、花みこし等)					
(4) 補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	540 千円	交付決定額	540 千円	交付額	540 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) ※対象が複数ある場合は別紙 (千円)						
市の補助金・交付金	540		繰越金	51		
その他の補助金・助成金			その他	1		
事業収入	180		合計	915		
自己資金(会費等)	143		市の補助金・交付金の割合	59.02%		

補助金等の名称	笛吹市石和芸妓・コンパニオン団体協議会事業費補助金	所属名	産業観光部観光商工課観光担当
---------	---------------------------	-----	----------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	本年度申請書に添付される事業計画書の内容を確認し、要綱に沿った経費が適切であるかを担当者が確認する。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	実績報告書に添付される事業報告書の内容を確認し、要綱に沿った経費が適切であるかを担当者が確認する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	石和及び春日居温泉郷旅館への宿泊客の誘客促進のための団体としての活動への補助であるため
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	会費のみでは、これまで実施してきている宣伝活動を継続していくことができないため

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	市及び石和温泉観光協会・石和温泉旅館協同組合主催の事業へも積極的に協力し、本市への誘客促進のためのPR事業が実施できているため
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	市及び県主催の観光キャンペーン等にも参加し、笛吹市の観光PRを積極的に行っているため

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	

補助金等の名称	笛吹市石和芸妓・コンパニオン団体協議会事業費補助金	所属名	産業観光部観光商工課観光担当
---------	---------------------------	-----	----------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

石和温泉・春日居温泉郷の賑わいを演出する団体である。 花みこし等のイベントを開催し、温泉街の雰囲気を作っている。 事業費に占める補助率は、約60%であるが、若干の事業収入もあるため、さらに収入を見込めるよう工夫する必要がある。 H30年度当初予算編成時に、約10%の補助金減額を行った。
--

石和温泉・春日居温泉郷の賑わいを演出する団体である。花みこし等のイベントを開催し、温泉街の雰囲気を作っている。事業費に占める補助率は、約60%であるが、若干の事業収入もあるため、さらに収入を見込めるよう工夫する必要がある。H30年度当初予算編成時に、約10%の補助金減額を行った。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。

事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。

目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。

また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。

団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。
事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。
目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。
また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	産業観光部観光商工課商工労働担当
事務事業名	企業立地促進助成金事業

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	笛吹市企業立地促進事業助成金	(2)開始年度	平成28年度
(3)補助金等の交付の目的	笛吹市内において製造業等の立地事業を行う者、本社機能移転等を行う者及び情報通信業等の立地事業を行う者に対し助成金を交付することにより、活力ある産業集積の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって本市経済の活性化に資することを目的とする。		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市企業立地促進事業助成金交付要綱	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	要件に該当する企業からの申請
(7)補助金等の額の算定基準	投下固定資産額(土地取得費は除く)3億円以上及び製造業等の立地事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者数により算出 雇用労働者10人以上50人未満 投下固定資産額100分の2(限度額6千万円) 雇用労働者50人以上100人未満 投下固定資産額100分の2(限度額1億円) 他		
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれていない
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めている	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	制限していない

2 交付団体等について

交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	企業 3社					※対象が複数ある場合は別紙	
(2) 交付団体等の分類	不特定の団体						
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動							
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	38,981 千円	交付決定額	38,981 千円	交付額	38,981 千円	
※対象が複数ある場合は別紙							
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	※対象が複数ある場合は別紙						
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) (千円)							
市の補助金・交付金			繰越金				
その他の補助金・助成金			その他				
事業収入			合計	0			
自己資金(会費等)			市の補助金・交付金の割合	-			

補助金等の名称	笛吹市企業立地促進事業助成金	所属名	産業観光部観光商工課商工労働担当
---------	----------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	申請書類一式の書類審査	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	実績報告書及び対象投下資産の領収書等により実績の確認を行う。 また、立地企業への現地確認を県担当者で行う。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	助成金を交付することにより企業が立地する条件の一つとなり雇用創出や固定資産税の増収を見込める。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	市内への立地を行わない可能性がある。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	雇用人数及び投下固定資産額等が明確に設定されている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	雇用創出及び固定資産税の増収が見込める。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	山梨県産業集積促進助成金(県と市で連動)

補助金等の名称	笛吹市企業立地促進事業助成金	所属名	産業観光部観光商工課商工労働担当
---------	----------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	この助成金については、山梨県産業集積促進助成金と連動する中での制度・助成金であり、企業立地による地域経済の活性化及び地元雇用の促進に繋がっている。 今後、県要綱の改正等があった場合は、検討する必要があるが、現状維持とする。
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	起業の促進や企業誘致を推進し、雇用の創出や企業活動により市税の増収が見込まれるため、引続き支援する必要がある。
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	産業観光部観光商工課商工労働担当
事務事業名	商工関係団体補助費

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	商工会活動費補助金	(2)開始年度	令和元年度
(3)補助金等の交付の目的	笛吹市商工会が行う事業活動の促進及び地域商工業の総合的な発展を図る活動を推進する事業等に対し補助することを目的とする。		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市商工会活動費補助金交付要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	商工会運営経費 18,606,000円 商工会事業運営経費 9,355,000円		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	笛吹市商工会						※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されていない。)						
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	商工会運営事業 事業運営(商工振興費・一店逸品事業費・ぶどうEXPO事業費 ほか)						
(4)補助金等の額(H30)	申請額	27,960 千円	交付決定額	27,960 千円	交付額	27,960 千円	※対象が複数ある場合は別紙
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)						
				※対象が複数ある場合は別紙			(千円)
市の補助金・交付金	27,960		繰越金	6,319			
その他の補助金・助成金	64,073		その他	40,212			
事業収入			合計	162,025			
自己資金(会費等)	23,461		市の補助金・交付金の割合	17.26%			

補助金等の名称	商工会活動費補助金	所属名	産業観光部観光商工課商工労働担当
---------	-----------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	申請書類一式の書類審査	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	実績報告書及び総代会資料などにより確認する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	市が取り組む商工業振興に繋がる事業を推進していることから公益性があると判断できる。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	商工会運営に大きな影響を及ぼし、さらに商工会会員などを対象とした事業の遅滞も考えられる。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	通常総代会資料に組織としての基本方針、重点推進目標及び具体的重点事業計画などが記載されており有効性がある。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	商工会組織運営基盤の強化を行いながら、会員数が1,759名から1,768名と増加している。さらに会員企業の経営力強化に取り組み、また地域資源の活用と地域産業の活性化を推進し費用対効果があると考えられる。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	小規模事業経営支援事業費補助金

補助金等の名称	商工会活動費補助金	所属名	産業観光部観光商工課商工労働担当
---------	-----------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

商工会への運営補助と事業補助を合わせた補助金であり、毎年行われている補助事業については、ルーティン化している部分もある。
事業内容については、今後検討する中で、新たな事業の導入については、既存事業との効果を測定する中で、スクラップ＆ビルドの考えで進めて行く。
H30年度当初予算算定時に4%（約100万円）の減額を行った。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

経済の活性化を図り、新たな雇用の創出に繋げるためには、商工会の会員である事業者の経営力を強化することが重要である。そのため、商工会の運営補助から、事業者の経営力向上に繋がる活動への補助へシフトする必要があると考える。
団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。
事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。
目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。
また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

上記のとおり

評価調書

所属名	産業観光部観光商工課商工労働担当
事務事業名	商工関係団体補助費

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	ワイン会事業推進費補助金	(2)開始年度	令和元年度
(3)補助金等の交付の目的	ワイン産業の健全な進歩発展に寄与し、地場産業の担い手として地域活性化を推進することを目的とする。		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市ワイン会事業推進費補助金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	ワイン会が実施する事業運営に対して765,000円		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	笛吹市ワイン会 ※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されていない。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	ワイン会が実施するイベントに関する事業 ワインの販路拡大に関する事業 その他ワイン産業振興のために必要な事業					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	765 千円	交付決定額	765 千円	交付額	765 千円
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) ※対象が複数ある場合は別紙	(千円)					
市の補助金・交付金	765		繰越金	31		
その他の補助金・助成金	0		その他	5		
事業収入	2,193		合計	3,234		
自己資金(会費等)	240		市の補助金・交付金の割合	23.65%		

補助金等の名称	ワイン会事業推進費補助金	所属名	産業観光部観光商工課商工労働担当
---------	--------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	申請書類一式の書類審査。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	実績報告書により確認を行う。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	市内ワイン産業の発展と他業種業界と連携しながら地場産業の担い手として地域発展に寄与することなどから公益性があると考えられる。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	ワイン会が実施する事業に係る経費から判断すると市からの補助金が交付されない場合は、ワイン産業推進のための事業を縮小しなくてはならないと考えられる。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	笛吹市ワイン会会則にワイン業界の発展を目指すとともに市関係団体はもとより山梨県ワイン酒造組合や山梨県ワイナリー協会との連携も記載されている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	市内・市外のイベントに積極的に参加しており市内ワイン産業の発展などについての役割を果たしていると考えられる。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	

補助金等の名称	ワイン会事業推進費補助金	所属名	産業観光部観光商工課商工労働担当
---------	--------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	市内外のイベントに積極的に参加し、ワイン及び笛吹市のPRを行っている。補助割合については、23.6%と自主財源を中心に自主的活動を行っていると考えられるが、さらに自立したイベント運営に向け検討を進めて行く。 H30年度予算算定時に10%の減額を行った。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	ワイン産業の活性化を図ることは、国内外の観光客の誘客に繋がるとともに、日本一のぶどうの産地としての宣伝効果も期待できる。 団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。 事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。 目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。 また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

第6次計画				評価の根拠	上記のとおり
総合評価					
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	産業観光部観光商工課商工労働担当
事務事業名	商工関係団体補助費

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	中小企業者経営改善資金利子補給金	(2)開始年度	平成27年度
(3)補助金等の交付の目的	市内中小企業者が経営安定のため資金融資を受けた場合、予算の範囲内において中小企業者経営改善資金利子補給金を交付するものとし、もって地域経済の活性化と安定に寄与することを目的とする。		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市中小企業者経営改善資金利子補給規程 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	利子補給
(7)補助金等の額の算定基準	(1) 日本政策金融公庫資金(マル経融資) (2) 商工貯蓄共済資金 (3) 山梨県商工業振興資金 (4) 商工会・商工会議所会員融資制度(スィフト500) 上記の支払い利子(遅延した利子は含まない。)に対して50.0パーセント以内とし、年間支給額は10万円を限度とする。		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	申請者 24人 ※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類	個人					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動						
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	726 千円	交付決定額	726 千円	交付額	726 千円
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) ※対象が複数ある場合は別紙 (千円)						
市の補助金・交付金			繰越金			
その他の補助金・助成金			その他			
事業収入			合計			0
自己資金(会費等)			市の補助金・交付金の割合			-

補助金等の名称	中小企業者経営改善資金利子補給金	所属名	産業観光部観光商工課商工労働担当
---------	------------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	申請書類一式の書類審査。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	融資返済に関する書類(支払明細書、領収書)により確認を行う。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	市内中小企業者が経営安定のため資金融資を受けその利子補給を行うことは、地域経済の活性化と安定に寄与することから公益性があると考えられる。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	利子補給金を交付しない場合、市内中小企業者の資金融資制度利用件数が減少する。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	経営安定のための資金融資を受け、遅滞なく返済している場合は利子補給を行う。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	資金融資を受けることにより経営安定に繋がる。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	笛吹市小規模企業者小口資金融資促進条例

補助金等の名称	中小企業者経営改善資金利子補給金	所属名	産業観光部観光商工課商工労働担当
---------	------------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	中小企業支援の部分が比較的弱いことから、引き続き中小企業の安定経営に向け実施していく必要がある。
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	経済の活性化を図り、新たな事業所の開設による雇用の創出に繋げるためにも、引続き支援する必要がある。
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	産業観光部観光商工課商工労働担当
事務事業名	小規模企業者小口資金融資促進費

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	小規模企業者小口資金融資利子補給	(2)開始年度	平成16年度
(3)補助金等の交付の目的	小規模企業者に対する事業資金の融資を促進することにより、小規模企業者の経営の安定を図ること。		
(4)交付要綱等の有無	無	「無」の場合、理由を記載	条例施行規則の中で保証料及び利子の補助を明記している。補助申請は、笛吹市補助金等交付規則に基づいて行う。
(5)交付要綱等の名称	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	保証料及利子の補助
(7)補助金等の額の算定基準	保証料の2分の1補助及び1.5パーセント以内の利子補助 ※ ただし、市税の完納及び滞りなく融資金額返済が行われていること。		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めている	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	制限していない

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	申請者 2人						※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	個人						
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	事業運営						
(4)補助金等の額(H30)	申請額	29 千円	交付決定額	29 千円	交付額	29 千円	※対象が複数ある場合は別紙
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)						※対象が複数ある場合は別紙
	(千円)						
市の補助金・交付金			繰越金				
その他の補助金・助成金			その他				
事業収入			合計			0	
自己資金(会費等)			市の補助金・交付金の割合			-	

補助金等の名称	小規模企業者小口資金融資利子補給	所属名	産業観光部観光商工課商工労働担当
---------	------------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	申請書類一式の書類審査	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	滞りなく融資金額を返済しているか。市税が完納されているか。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	補助金を交付することにより経営安定や業務推進のサポートをすることができる。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	小口資金融資の利用件数が減少する可能性がある。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	小規模企業者に対する事業資金の融資を促進することにより、小規模企業者の経営の安定を図ることができる。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	経営の安定促進に繋がっている。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	笛吹市中小企業者経営改善資金利子補給

補助金等の名称	小規模企業者小口資金融資利子補給	所属名	産業観光部観光商工課商工労働担当
---------	------------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		● 維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

小規模企業者小口資金融資については、本年度利用規約を改正し、制度利用する小規模企業者が増加している。
 運転資金及び設備資金であるが、利用限度額は、750万円と小額となっており、安定経営に向けた資金として、より利用しやすくする必要があるため利子補給を行っている。
 商工会、審査委員会において十分な審査を行い、適正・有効に制度を活用できるよう進めて行く。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		● 維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

貸付利率の引き下げや審査方法の見直しなど、制度を見直したことにより、効果も上がっていることから、引続き実施する。

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		● 維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

上記のとおり

評価調書

所属名	産業観光部農林振興課農産推進担当
事務事業名	果樹共済加入補助費

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	農業共済加入促進事業補助金	(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	異常気象等により農業収入が減少した場合、大きな収入の減少は離農を助長することになることから、収入が減少となった一部を補償する共済制度について、農業者の共済掛金を助成し共済加入を促進することで農業経営の安定化を図り本市農業を維持することを目的とする。		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市農業共済加入促進事業補助金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	果樹共済、収入保険制度への加入者
(7)補助金等の額の算定基準	補助金の額は、当該年度の共済加入者の加入面積の1平方メートル当たり1円を乗じた額とし、1,000万円を上限とする。この場合において、補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、共済掛金に対して補助金の額が上回る場合、共済掛金の額を上限に補助する。		
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれていない
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	山梨県農業共済組合(NOSAI山梨) ※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されていない。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	農業者が支払う共済掛金の還付					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	6,524 千円	交付決定額	6,524 千円	交付額	6,524 千円
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) ※対象が複数ある場合は別紙	(千円)					
市の補助金・交付金	6,524		繰越金	0		
その他の補助金・助成金	0		その他	0		
事業収入	27,083		合計	33,607		
自己資金(会費等)	0		市の補助金・交付金の割合	19.41%		

補助金等の名称	農業共済加入促進事業補助金	所属名	産業観光部農林振興課農産推進担当
---------	---------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	無	
(2) 審査の方法	山梨県農業共済組合から報告のある果樹共済市町村別掛金等助成金計算書等を確認審査する。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	無	
(2) 審査の方法	山梨県農業共済組合から報告のある果樹共済市町村別掛金等助成金計算書等を確認審査する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	本市の主産業である農業を維持するため、異常気象等により農業収入が減少した場合などの備えとして、農業者の共済金を助成し共済加入を促進することで農業経営の安定化を図るため。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	農業共済への加入が停滞する。 このことは、異常気象等により農業収入が減少した農家の離農を助長することになる。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	異常気象等により被災した場合における農業経営の安定を図るため、農業者の農業共済制度への加入を促進することを目的にしているため。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	果樹共済への加入面積は年々増加している。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	農業共済制度への加入を促進することを目的としている補助金は他にないため。

補助金等の名称	農業共済加入促進事業補助金	所属名	産業観光部農林振興課農産推進担当
---------	---------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

自ら災害を予想しその準備を行うことが基本である。近年頻発する自然災害への支援については、国、県、市の補助により農業者の負担を軽減してきたが、頻発する全ての被害への対応は難しい。

共済への加入を促進することにより、農家の安定経営及び市が行う災害時の補助額を軽減できるよう継続していく必要がある。

また、今後災害復旧等への支援については、共済加入者と未加入者への取扱いを検討して行く必要がある。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	自然災害等による農業被害については、農家自ら備える必要があるが、自然災害による経営への影響を最小限にするためにも、共済への加入を促進する必要がある。 第1次評価にもあるとおり、共済に加入することのメリットを高めるため、災害時の支援の仕組みについても、検討する必要があると考える。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	産業観光部農林振興課農産推進担当
事務事業名	地域環境資源活用推進事業費

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1) 補助金等の名称	地域環境資源等活用推進費補助金	(2) 開始年度	平成19年度から
(3) 補助金等の交付の目的	笛吹市の生産基盤周辺の豊かな自然環境、農村環境の資源等を活用して農産物のイメージアップを図る目的で、市内において活動する団体が実施する事業に対し補助金を交付する。		
(4) 交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5) 交付要綱等の名称	笛吹市地域環境資源等活用推進費補助金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6) 補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7) 補助金等の額の算定基準	①農産物のイメージアップを図る事業に要する経費 ②生産基盤周辺の豊かな自然環境、農村環境の資源等を維持・保全するために必要な経費		
(8) 対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 生産基盤周辺の豊かな自然環境、農村環境の資源等を維持・保全するために必要な経費
(9) 補助金等による財産の取得を認めている	認めている	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	制限していない

2 交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	稲山ほたる銀河の会						※対象が複数ある場合は別紙
(2) 交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)						
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	・ホタルの育成 ・ホタル育成施設(水路、ハウス)の維持 ・ホタル祭りの開催						
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	600 千円	交付決定額	600 千円	交付額	600 千円	※対象が複数ある場合は別紙
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) ※対象が複数ある場合は別紙 (千円)						
	市の補助金・交付金	600	繰越金			79	
	その他の補助金・助成金	100	その他			39	
	事業収入	0	合計			866	
	自己資金(会費等)	48	市の補助金・交付金の割合			69.28%	

補助金等の名称	地域環境資源等活用推進費補助金	所属名	産業観光部農林振興課農産推進担当
---------	-----------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	無	
(2) 審査の方法	前年の実績を参考に、事業計画及び予算が適正の範囲か確認する。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	無	
(2) 審査の方法	事業報告、収支決算及び写真から事業が適正に実施されていることを確認する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第6条に基づく活性化計画により整備した施設を活用する活動であるため。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	ホタルの育成、ホタル育成施設(水路、ハウス)の維持を直営で実施する必要性が生じる。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	四ツ沢川に「ほたる」を蘇らせることを目的に活動を行い、「ほたる」を通じて農産物のイメージアップなど地域振興に役立てることとしている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	ホタルの舞う量(数)及びホタル祭りの来客者が増加している。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	自然環境、農村環境の資源等を活用して農産物のイメージアップを図る目的で活動する団体への補助金は他にないため。

補助金等の名称	地域環境資源等活用推進費補助金	所属名	産業観光部農林振興課農産推進担当
---------	-----------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		● 維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

事業目的である地元農産物のイメージUPへの直接的効果は薄い状況であるが、石和温泉旅館等との連携によりホテル祭りへの誘客数は増加傾向にある。ホテルが棲む豊かな自然環境＋安全で新鮮なフルーツ＋観光＝笛吹市の魅力に繋がるよう更なる検討が必要と考える。

運営については、会員の努力により継続されているが、徐々にであるが会員の中には、重荷に感じられているようだ。

H30年度当初予算において、団体と協議の上、約10%の補助金を減額している。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

石和温泉旅館組合との連携により、ホテル祭り等への誘客が増加するなど、継続した活動の効果ができていると考えられる。しかし、補助を開始してから10年以上が経過していることから、団体の自立向け新たな取組が必要と考える。例えば、お祭り期間中、来場者に協力金をお願いする、また、石和温泉旅館組合から補助金を受けるなど、市の補助金によらない支援を検討する必要がある。

団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。

事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。

目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。

また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

上記のとおり

評価調書

所属名	産業観光部農林振興課農林経営担当
事務事業名	各種団体補助事業費

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1) 補助金等の名称	各種団体補助金	(2) 開始年度	合併以前
(3) 補助金等の交付の目的	農業関係団体の運営補助を行うことにより、地域の農業団体の育成を図り農業振興を目指す。		
(4) 交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5) 交付要綱等の名称	笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6) 補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7) 補助金等の額の算定基準	合併前からの補助額について、団体の活動実績などにより検討し現在の金額となっている。 積算定基準は各団体により活動内容に差があり、一律に同じ算定は出来ない。		
(8) 対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 交際費、旅費、賭費
(9) 補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	別紙のとおり(11団体)						※対象が複数ある場合は別紙	
(2) 交付団体等の分類								
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動								
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円		
※対象が複数ある場合は別紙								
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)								
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)								
※対象が複数ある場合は別紙								
(千円)								
市の補助金・交付金				繰越金				
その他の補助金・助成金				その他				
事業収入				合計		0		
自己資金(会費等)				市の補助金・交付金の割合		-		

補助金等の名称	各種団体補助金	所属名	産業観光部農林振興課農林経営担当
---------	---------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	無	
(2) 審査の方法	前年度実績を元に適正に使用されているか審査	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	無	
(2) 審査の方法	前年度実績を元に適正に使用されているか審査	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	農協や各地域における代表的な団体であり、活動内容も地域発展などにつながるものとなっているため。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	団体にもよるが、農業後継者などにより事業が取り組みなくなる可能性や、担い手同士の地域を盛り上げるための話し合いなどの場が開催されなくなってしまう。土壌分析などの産地を守る活動が終わってしまう可能性がある。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	平成30年度に各団体ごと補助金交付要綱を制定した。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	補助金や負担金(個人負担、協賛金)が収入のメインとなる団体が多く、補助金の減により活動は減っているが、会の目的に向け精力的に活動を行っている。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	無し

所属名	産業観光部 農林振興課
事務事業名	各種団体補助事業
補助金等の名称	組織活動補助

No.	(1) 交付団体等の 名称	(2) 交付団体等の 分類	(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	(4) 補助金等の額 (H30) (千円)			(5) 補助金等を交付した団体の収入状況 (H30年度) ※(3)が「個人」の場合は、記載不要 (千円)							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・ 交付金	その他の補助 金・助成金	事業収入	自己資金 (会費等)	繰越金	その他	合計	市の補助金・ 交付金の割合
1	御坂町青年農業者会議	特定の団体(事務局が市に設置されている。)	会議費、勉強会、講習会、勉強会、研修、地域イベントへの参加など	145,800	145,800	145,800	145,800	0	0	100,000	2,683	0	248,483	58.68%
2	アグリの会	特定の団体(事務局が市に設置されている。)	会議費、県外研修、講習会開催など	64,800	64,800	64,800	64,800	0	0	30,000	418	2	95,220	68.05%
3	一宮町農業者会議	特定の団体(事務局が市に設置されている。)	会議費、地域のイベント参加、アグリビジネス事業(県事業H30単年度事業)、県外研修、通信運搬費など	130,000	130,000	130,000	130,000	199,800	0	380,000	37,008	200,000	946,808	13.73%
4	春日居町認定農業者会	特定の団体(事務局が市に設置されている。)	会議費、事務費、連絡員手当、県外研修費	203,310	203,310	203,310	203,310	0	0	76,000	219,477	1	498,788	40.76%
5	春日居町果樹振興会	特定の団体(事務局が市に設置されている。)	会議費、農業講習会開催、販売促進活動、獣害防止施設管理	176,580	176,580	176,580	176,580	0	0	0	15,340	0	191,920	92.01%
6	一宮町果樹振興対策協議会	特定の団体(事務局が市に設置されている。)	会議費、桃・葡萄・桃の花消費宣伝	656,100	656,100	656,100	656,100	100,000	0	0	50,081	11,653	817,834	80.22%
7	石和町農業経営者会	特定の団体(事務局が市に設置されている。)	セミナー、シンポジウムなどへの参加、県外研修、会議費	194,000	194,000	194,000	194,000	0	0	18,000	108,435	0	320,435	60.54%
8	春日居町養鯉組合	特定の団体(事務局が市に設置されていない。)	地元イベントへの参加、各種品評会への参加、先進地視察、給食に町内の水産物を使用する活動	32,000	32,000	32,000	32,000	193,000	89,200	76,000	381,437	3	771,640	4.15%
9	石和町錦鯉組合	特定の団体(事務局が市に設置されていない。)	各種品評会への参加、	32,000	32,000	32,000	32,000	0	0	0	0	0	32,000	100.00%
10	JAふえふき	特定の団体(事務局が市に設置されていない。)	防除暦の整備、残留農薬分析等の実施	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	7,953,100	0	0	8,953,100	11.17%
11	JAフルーツ山梨	特定の団体(事務局が市に設置されていない。)	残留農薬分析等の実施	60,000	60,000	60,000	60,000	1,000,000	0	2,015,797	0	0	3,075,797	1.95%

補助金等の名称	各種団体補助金	所属名	産業観光部農林振興課農林経営担当
---------	---------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

合併前から継続している地域農業活動を支援する補助金。
交付先を分類すると、JA、養鯉組合、地域農業振興団体に分けられる。H30年度当初予算算定の折、団体の活動実績及び会員数の確認等により、5%～10%減の見直しを行った。
また、平成30年度に全ての団体に対して個別に補助金交付要綱が制定された。
今後、地域性、目的、活動内容など、公平性を重視した交付方法を継続して検討していく。

7 総合政策部による第2次評価

総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。

事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。

目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。

また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。

公益性や公平性という観点からも、特定の団体の補助金制度とするのではなく、どのような活動に対し補助するのか市としての考え方を明確にした上で、制度を見直す必要がある。

8 第3次評価

第5次計画				評価の根拠
総合評価				
●	継続		拡充	
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

上記のとおり

評価調書

所属名	産業観光部農林振興課農林経営担当
事務事業名	新規就農者支援事業

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1) 補助金等の名称	笛吹市新規就農者支援事業補助金	(2) 開始年度	平成24年度から
(3) 補助金等の交付の目的	農業で自立を目指す新規就農者や新たな農業経営者の育成を図り、本市農業の活性化に資することを目的とする。		
(4) 交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5) 交付要綱等の名称	笛吹市新規就農者支援事業補助金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6) 補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	新規就農する経営体の生活費及び収入補填
(7) 補助金等の額の算定基準	Iターン者 1,000,000円×2年 Uターン者 500,000円×2年		
(8) 対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9) 補助金等による財産の取得を認めている	認めている	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	制限していない

2 交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	申請者 7人 ※対象が複数ある場合は別紙					
(2) 交付団体等の分類	個人					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動						
(4) 補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	3,500 千円	交付決定額	3,500 千円	交付額	3,500 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) ※対象が複数ある場合は別紙 (千円)						
	市の補助金・交付金		繰越金			
	その他の補助金・助成金		その他			
	事業収入		合計			0
	自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合			-

補助金等の名称	笛吹市新規就農者支援事業補助金	所属名	産業観光部農林振興課農林経営担当
---------	-----------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	今後5年間の営農計画を立ててもらい、実現性及び生計が維持できるかを審査	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	・日誌の提出による農業従事日数200日以上の確認 ・申告済みの確定申告の写しの提出による、経営状況及び営農の継続の確認。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	×	農地の遊休化・荒廃化への対策として担い手の確保は必須であるが、営農活動自体に公益性はない。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	新規就農から数年は収入がほとんど得られないことが多く、資金のない若い担い手の確保が困難となる。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	就農時のリスクを緩和すること
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	生活費、収入補填となっているため、金額に応じた役割を果たしている。補助金交付後、3年間の報告義務が有るため、営農継続に期待できる。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	農業次世代人材投資事業(国庫補助事業) ・目的、用途とも同じ ・市単事業に比較して補助金額は大きい、審査基準が厳しく、対象とならない担い手が多数いる。

補助金等の名称	笛吹市新規就農者支援事業補助金	所属名	産業観光部農林振興課農林経営担当
---------	-----------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	国制度を補完する市独自の補助制度。特に新規就農農業後継者制度は新たな担い手を確保する上で効果がある。 平成24年度から7年が経過し、受給者が現在どのような就農をしているか検証していく。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

総合評価				評価の根拠	果樹の産地として、新たな農業経営者を育成するため、就農時の支援が必要である。 補助金の効果を検証するため、補助金交付要綱第11条に基づき、継続した営農に繋がっているか確認するとともに、第13条の「認定の取消し及び補助金返還」事由に該当する場合は、補助金の返還を命ずるなど要綱の厳格な適用が求められる。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	産業観光部農林振興課農林経営担当
事務事業名	新規就農者支援事業

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	新規就農農業後継者支援金	(2)開始年度	平成22年度から
(3)補助金等の交付の目的	農業従事者の高齢化及び後継者不足が進む中、農業で自立を目指す農業後継者に対して、支援金を交付することにより、農業後継者の定着による本市農業の活性化を図る。		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市新規就農農業後継者支援金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	新規就農する経営体の生活費及び収入補填
(7)補助金等の額の算定基準	新規就農農業後継者(30歳未満) 30,000円×12月×5年		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めている	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	制限していない

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	申請者 8人 ※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類	個人					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動						
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	2,790 千円	交付決定額	2,790 千円	交付額	2,790 千円
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) ※対象が複数ある場合は別紙 (千円)						
市の補助金・交付金			繰越金			
その他の補助金・助成金			その他			
事業収入			合計			0
自己資金(会費等)			市の補助金・交付金の割合			-

補助金等の名称	新規就農農業後継者支援金	所属名	産業観光部農林振興課農林経営担当
---------	--------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	今後5年間の営農計画を立ててもらい、実現性及び生計が維持できるかを審査	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	・日誌の提出による農業従事日数150日以上の確認 ・申告済みの確定申告の写しの提出による、経営状況及び営農の継続の確認。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	×	農地の遊休化・荒廃化への対策として担い手の確保は必須であるが、営農活動自体に公益性はない。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	新規就農から数年は収入がほとんど得られないことが多く、資金のない若い担い手の確保が困難となる。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	就農時のリスクを緩和すること
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	生活費、収入補填となっているため、金額に応じた役割を果たしている。補助金交付後、3年間の報告義務が有るため、営農継続に期待できる。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	農業次世代人材投資事業(国庫補助事業) ・目的、用途とも同じ ・市単事業に比較して補助金額は大きい、審査基準が厳しく、対象とならない担い手が多数いる。

補助金等の名称	新規就農農業後継者支援金	所属名	産業観光部農林振興課農林経営担当
---------	--------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	国制度を補完する市独自の補助制度。特に新規就農農業後継者制度は新たな担い手を確保する上で効果がある。 平成22年度から9年が経過し、受給者が現在どのような就農をしているか検証していく。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

総合評価				評価の根拠	果樹の産地として、農業経営者を育成するため、支援が必要である。 補助金の効果を検証するため、継続した営農に繋がっているのか等、それぞれの状況を把握する必要がある。 補助金の効果を検証するため、補助金交付要綱第11条に基づき、継続した営農に繋がっているか確認するとともに、第13条の「認定の取消し及び補助金返還」事由に該当する場合は、補助金の返還を命ずるなど要綱の厳格な適用が求められる。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	産業観光部農林振興課農林経営担当
事務事業名	農地利用促進事業

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	農地流動化奨励補助金	(2)開始年度	合併以前より
(3)補助金等の交付の目的	農地の流動化を促進し、認定農業者及び中核的農家を育成すると共に遊休農地の解消を図る。		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市農地流動化奨励補助金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	市内の農地を借りる農家で、認定農業者、中核的農家、認定新規就農者、笛吹市新規就農者支援事業で認定を受けたもの
(7)補助金等の額の算定基準	○新規の場合 利用権の設定を行う借り手農家に対し、10㎡あたり200円を乗じた額とし、以下の農家等には補助額を上乗せする。 ・認定農業者、認定新規就農者の場合 10㎡あたり200円を乗じた額 ・市長が遊休(荒廃)農地と認めた農用地を借受ける場合 10㎡あたり1,000円を乗じた額 ○更新の場合 利用権の設定の更新を行う借り手農家に対し、10㎡あたり100円を乗じた額とする。 ※ 農振地域内にて100㎡以上の市内の農用地を農業経営基盤促進法にて5年以上の利用権を設定又は農地法にて所有権移転(売買等)をした農用地であること。		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	対象となった個人(延べ143人)						※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	個人						
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	農用地の借受及び所有権移転を行った実績に対する補助						
(4)補助金等の額(H30)	申請額	9,798 千円	交付決定額	9,798 千円	交付額	9,798 千円	※対象が複数ある場合は別紙
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) ※対象が複数ある場合は別紙 (千円)						
	市の補助金・交付金		繰越金				
	その他の補助金・助成金		その他				
	事業収入		合計			0	
	自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合			-	

補助金等の名称	農地流動化奨励補助金	所属名	産業観光部農林振興課農林経営担当
---------	------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	農地流動化奨励補助金交付申請書を笛吹市農業委員会を經由(審査)して市長に提出される。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	申請書及び農業委員会の審査に基づき交付決定し、交付決定通知書により通知後申請者へ補助金を交付する。 権利発生後5年間は毎年1回程度、市により利用状況調査を行い、不正及び要件違反の場合は返還要件もあり。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	農地の借り受けはどの方も一定の要件をクリアすれば出来るため。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	遊休農地や荒廃農地の増加が加速する。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	要綱もあり目的及び目標も適切に設定されている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	新規就農者など、まだ農業を始めて間もない方にも借地料などに当てることが出来るため農地が借りやすくなり、荒廃農地解消にも交付額を加算していることにより効果が得られている。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	他に類似する事業がない。

補助金等の名称	農地流動化奨励補助金	所属名	産業観光部農林振興課農林経営担当
---------	------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	遊休農地、荒廃農地解消へ向けての有効的な制度であり、今後、農地所有適確化法人による農業経営や、中核的農家による積極的な規模拡大について、さらに加速化できるよう内容の検討が必要と考える。 (農業後継者不足、高齢化への対策の一つ)
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合政策部による第2次計画

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

農地の借り受けを支援し、農家の経営拡大を図ることにより、市全体の生産力の向上に繋がるとともに、農地の遊休化及び荒廃化を抑制できることから、引続き支援することが必要である。
また、その効果について、調査、分析し、補助の有効性を示す必要がある。

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	産業観光部農林振興課農林経営担当
事務事業名	林業総務費

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	森林組合経営基盤強化事業補助金	(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	木材価格低迷による厳しい経営状況を改善すべく、本市を管轄する森林組合の事業拡充・組織体制強化を図り、森林組合の経営基盤を強化することを目的に補助金を交付。		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市森林組合経営基盤強化事業補助金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	森林組合が管轄する各市町村ごとに20%の均等割金額と各市の民有林面積に応じて算出される民有林面積割を合算し、補助金額を算定する。		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	別紙のとおり(2団体)				※対象が複数ある場合は別紙			
(2) 交付団体等の分類								
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動								
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円		
※対象が複数ある場合は別紙								
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)								
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)								
※対象が複数ある場合は別紙								
(千円)								
市の補助金・交付金				繰越金				
その他の補助金・助成金				その他				
事業収入				合計		0		
自己資金(会費等)				市の補助金・交付金の割合		-		

補助金等の名称	森林組合経営基盤強化事業補助金	所属名	産業観光部農林振興課農林経営担当
---------	-----------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(1) 審査の方法	笛吹市森林組合経営基盤強化事業補助金交付要綱に基づき、市内森林整備を実施する職員確保の経費にのみ補助金を使用する計画となっているか審査。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	笛吹市森林組合経営基盤強化事業補助金交付要綱に基づき、市内森林整備を実施する職員確保の経費にのみ補助金を使用したのか審査。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	県内でも林務業者数には限りがあり、経営状況が悪化した場合は林業を実施する業者が県内から消滅すること考えられる。このため、県及び各市町村が協力して林業者の支援をしていることから、公益性がある。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	現在の林業者の経営は、実質的に国・県・市の補助金も大きな収入源となっており、補助金等を交付しなかった場合、林業者が倒産し、森林整備を実施できる業者が消滅する恐れがある。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	事業の目的は森林組合の実施する公的な森林整備の補助及び森林組合の経営基盤を強化する職員設置であることから、その目的が明確かつ適正である。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	本市以外の県及び各市町村が協力して林業者を支えることで、市内森林整備の加速化、森林組合職員の充足ができ、林務関係業務が滞りなく実施できているため、交付額に見合う効果が十分に得られている。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	

所属名	産業観光部農林振興課農林経営担当
事務事業名	林業総務費
補助金等の名称	森林組合経営基盤強化事業補助金

No. 1						
(1) 交付団体等の名称	中央森林組合					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	笛吹市内の森林整備（間伐・除伐・受光伐・下草刈・つる切り・玉切り等）を実施する。また、森林整備を実施する林業従事者の雇用を行う。 ・経営基盤強化補助金：847千円 収入状況については、別紙損益計算書の明細のとおり					
(4) 補助金等の額（H30）	申請額	847 千円	交付決定額	847 千円	交付額	847 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況（H30年度）（千円）						
	市の補助金・交付金		繰越金			
	その他の補助金・助成金		その他			
	事業収入		合計		0	
	自己資金（会費等）		市の補助金・交付金の割合		-	

No. 2						
(1) 交付団体等の名称	峡東森林組合					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	笛吹市内の森林整備（間伐・除伐・受光伐・下草刈・つる切り・玉切り等）を実施する。また、森林整備を実施する林業従事者の雇用を行う。 ・経営基盤強化補助金：105千円 収入状況については、別紙損益計算書の明細のとおり					
(4) 補助金等の額（H30）	申請額	105 千円	交付決定額	105 千円	交付額	105 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況（H30年度）（千円）						
	市の補助金・交付金		繰越金			
	その他の補助金・助成金		その他			
	事業収入		合計		0	
	自己資金（会費等）		市の補助金・交付金の割合		-	

補助金等の名称	森林組合経営基盤強化事業補助金	所属名	産業観光部農林振興課農林経営担当
---------	-----------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	補助対象となる経費と充当後支出した経費が不明瞭で補助の効果が判断できない。森林経営管理法導入に伴う新規参入者との平等性を視野に入れて補助対象経費の収支状況と組合の損益状態を分析、評価、公表できる仕組みが必要と考えるが、今後、森林経営管理法に伴う自治体からの事業委託等事業収入及び林業従事者の増加などが予想されるため、状況確認とともに補助についても見直していく。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	交付団体の経営状況から、補助金による支援の必要性が乏しいと判断されるため廃止とする。
	継続		拡充		
			維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
●	廃止				

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
	継続		拡充		
			維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
●	廃止				

評価調書

所属名	産業観光部農林土木課農林土木担当
事務事業名	土地改良事業費

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1) 補助金等の名称	笛吹市土地改良区及び水利組合団体運営費補助金	(2) 開始年度	合併以前 年度不明
(3) 補助金等の交付の目的	水門等水利施設の維持管理をしている土地改良区及び水利組合に対し、運営に要する経費の一部を補助するため。		
(4) 交付要綱等の有無	無	「無」の場合、理由を記載	H30年度に笛吹市土地改良区及び水利組合団体運営費補助金交付要綱を制定。(H31年4月1日施行)
(5) 交付要綱等の名称	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6) 補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7) 補助金等の額の算定基準	笛吹市土地改良区及び水利組合団体運営費補助金交付要綱による。		
(8) 対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9) 補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	別紙のとおり(4団体)				※対象が複数ある場合は別紙				
(2) 交付団体等の分類									
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動									
(4) 補助金等の額(H30)	申請額		千円	交付決定額		千円	交付額		千円
※対象が複数ある場合は別紙									
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)									
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)									
※対象が複数ある場合は別紙									
(千円)									
市の補助金・交付金				繰越金					
その他の補助金・助成金				その他					
事業収入				合計		0			
自己資金(会費等)				市の補助金・交付金の割合		-			

補助金等の名称	笛吹市土地改良区及び水利組合団体運営費補助金	所属名	産業観光部農林土木課農林土木担当
---------	------------------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	無	
(2) 審査の方法	・書類審査のみ	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	無	
(2) 審査の方法	・書類審査 ・水門等施設及び周辺の管理状況の確認 ・決算、事業実施報告及び予算、事業計画のヒアリング	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	交付団体は、笛吹川の水利権を有し、受益地内の水路に取水するための活動を行っており、水路の水は、灌漑用及び生活用として、市民に広く利用されているため。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	交付団体が、水利権を有していることから、活動を終了した場合には、受益地内の水路へ水を流すことができなくなってしまう。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	土地改良区は土地改良法により設立された団体であり、定款に詳細に定められている。また、水利組合は慣行水利権者として長期にわたり国(河川管理者)より認められている団体である。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	水量調整や除草等の日常的な維持管理だけではなく、荒天時の水量調整等、緊急時の対応もできているため。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	土地改良区及び水利組合への補助金はこの要綱以外は存在しない。

所属名	産業観光部農林土木課農林土木担当
事務事業名	土地改良事業費
補助金等の名称	笛吹市土地改良区及び水利組合団体運営費補助金

No. 1						
(1) 交付団体等の名称	近津用水土地改良区					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	・水門の日常及び緊急時の取水量の調整、点検 ・水利施設（主に取水口）の点検・補修 ・取水口内の浚渫 ・取水口付近の除草 ・団体運営費					
(4) 補助金等の額（H30）	申請額	167 千円	交付決定額	167 千円	交付額	167 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況（H30年度） （千円）						
	市の補助金・交付金	167	繰越金	1,356		
	その他の補助金・助成金	154	その他	12		
	事業収入	0	合計	1,689		
	自己資金（会費等）	0	市の補助金・交付金の割合	9.89%		

No. 2						
(1) 交付団体等の名称	富士見土地改良区					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	・水門の日常及び緊急時の取水量の調整、点検 ・水利施設（主に取水口）の点検・補修 ・取水口内の浚渫 ・取水口付近の除草 ・団体の運営費					
(4) 補助金等の額（H30）	申請額	500 千円	交付決定額	500 千円	交付額	500 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況（H30年度） （千円）						
市の補助金・交付金		500	繰越金		237	
その他の補助金・助成金		0	その他		3	
事業収入		0	合計		740	
自己資金（会費等）		0	市の補助金・交付金の割合		67.57%	

所属名	産業観光部農林土木課農林土木担当
事務事業名	土地改良事業費
補助金等の名称	笛吹市土地改良区及び水利組合団体運営費補助金

No. 3						
(1) 交付団体等の名称	差出堰土地改良区					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	・水門の日常及び緊急時の取水量の調整、点検 ・水利施設（主に取水口及びため池）の点検・補修 ・取水口及びため池内の浚渫 ・取水口及びため池付近の除草 ・団体運営費					
(4) 補助金等の額（H30）	申請額	53 千円	交付決定額	53 千円	交付額	53 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況（H30年度） （千円）						
市の補助金・交付金		53	繰越金		822	
その他の補助金・助成金		126	その他		187	
事業収入		0	合計		2,430	
自己資金（会費等）		1,242	市の補助金・交付金の割合		2.18%	

No. 4						
(1) 交付団体等の名称	馬の鞍水利組合					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	・水門の日常及び緊急時の取水量の調整、点検 ・水利施設（主に取水口）の点検・補修 ・取水口内の清掃、浚渫 ・取水口付近の除草 ・団体運営費					
(4) 補助金等の額（H30）	申請額	90 千円	交付決定額	90 千円	交付額	90 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況（H30年度） （千円）						
市の補助金・交付金		90	繰越金		822	
その他の補助金・助成金		0	その他		0	
事業収入		0	合計		912	
自己資金（会費等）		0	市の補助金・交付金の割合		9.87%	

補助金等の名称	笛吹市土地改良区及び水利組合団体運営費補助金	所属名	産業観光部農林土木課農林土木担当
---------	------------------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

水利権を根拠とする地域における土地改良区及び水利組合運営についての補助であり、本来は、農業用水として沿線耕作者の権利の下、管理されてきたが、現在は、地域住民(沿線住宅)の排水路等の利用もされていることから、公共性の色合いが濃くなっている。

そのため、水利権者以外の利用者より使用料等の発生も予想されることから、現状での管理について継続することが、行政の負担増も考えるとしたら無難である。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。 事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。 目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。 また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

第6次計画				評価の根拠	上記のとおり
総合評価					
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	農業委員会事務局総務担当
事務事業名	農業委員会運営費

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	笛吹市農業委員会研修事業補助金	(2)開始年度	平成30年度から
(3)補助金等の交付の目的	笛吹市農業委員会が幅広い知識を習得し、もって農業委員会の役割及び責務として地域農業の振興に寄与するため、農業委員会が実施する研修事業に係る経費の一部を補助する		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市農業委員会研修事業補助金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	日帰りで実施する研修 150,000円を上限とする。 宿泊で実施する研修 500,000円を上限とする。		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	笛吹市農業委員会 ※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	幅広い知識を習得し、もって農業委員会の役割及び責務として地域農業の振興に寄与するための研修事業					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	132 千円	交付決定額	132 千円	交付額	132 千円
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) ※対象が複数ある場合は別紙	(千円)					
市の補助金・交付金	132	繰越金	0			
その他の補助金・助成金	0	その他	0			
事業収入	0	合計	225			
自己資金(会費等)	93	市の補助金・交付金の割合	58.67%			

補助金等の名称	笛吹市農業委員会研修事業補助金	所属名	農業委員会事務局総務担当
---------	-----------------	-----	--------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	主に視察研修に係るバス代、添乗員経費、有料道路代を対象としている。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	費用請求明細書の内容を基に、バス代、添乗員経費、有料道路代を確認している。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	先進地や類似団体等の活動内容を研修することにより、農業委員・農地利用最適化推進委員活動の参考となり意識改革が図られる。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	他市の状況を知ることがないため笛吹市の現状との比較ができず、委員活動が慣例ばかりに縛られることとなる。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	幅広い知識を習得し、もって農業委員会の役割及び責務として地域農業の振興に寄与するための研修事業に係る経費に限定されている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	他市の活動内容を知ることにより、農業委員・農地利用最適化推進委員活動の参考とできている。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	県支出金は委員報酬、事務局運営経費に限定されており、類似するものはない。

補助金等の名称	笛吹市農業委員会研修事業補助金	所属名	農業委員会事務局総務担当
---------	-----------------	-----	--------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

前期農業委員会県外研修については、38名中34名参加、日帰り研修については、直近で44名中34名の参加率であり、委員の意識は高いものと考えます。
また、宿泊研修については、個人負担率89%と約1割の補助率である。しかしながら、任期の最終年に研修が実施されており、卒業旅行的な意味合いは拭えない。
研修内容を任期中の業務に反映し、任期後半には研修成果を活かせるような実効性のある研修に繋がるよう、研修の時期等検討する必要がある。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠
	継続	拡充	
		維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
●	廃止		

本補助金は、農業委員としての幅広い知識の習得と地域の農業振興に寄与するための活動を学ぶ目的で実施する研修への補助である。
しかし、第1次評価にあるとおり、任期の最終年に実施する研修については、その成果を職務に反映することが難しく、親睦の意味合いが強いのではないかと受け取れる。
本来の目的が、農業委員として活動していただくための知識を習得してもらうことにあるのならば、補助金ではなく、市が主体となって研修を計画し、実施するという形式が望ましい。

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠
	継続	拡充	
		維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
●	廃止		

上記のとおり